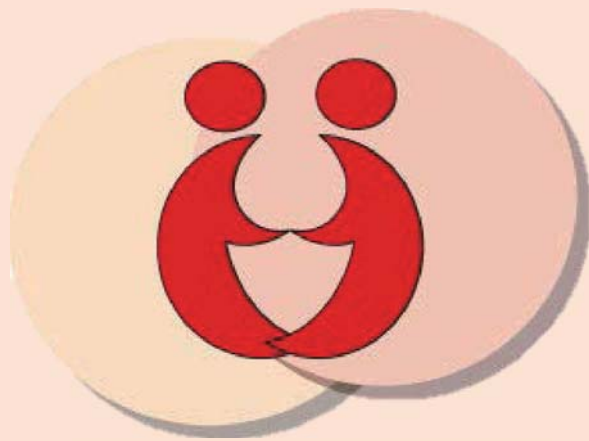


いのち支える広島プラン

概要版



大切な命守ろう 地域の輪

(広島県自殺対策推進計画 (第2次))

平成28年3月

広島県

いのち支える広島プランの概要

第1章 計画策定の趣旨

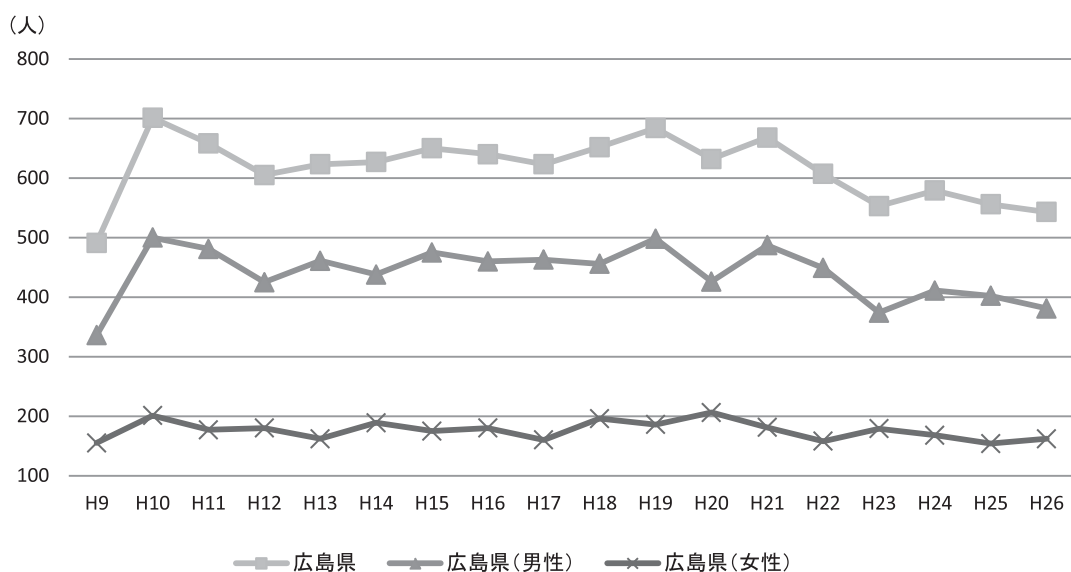
- 自殺で亡くなる人は平成22(2010)年より減少傾向に転じ、平成26(2014)年には543人と500人台前半まで減少したものの、第1次計画の策定時の目標(平成10(1998)年急増前水準≪自殺死亡率(※)16.8≫)までは至っていない。
- 第1次計画のもとでの取組の結果、残された課題がある。
- そのため、第1次計画で残された課題に取り組み、より効果的な自殺対策を実現していくため、第2次計画を策定する。

※ 人口10万人当たりの自殺で亡くなった人の数をいいます。

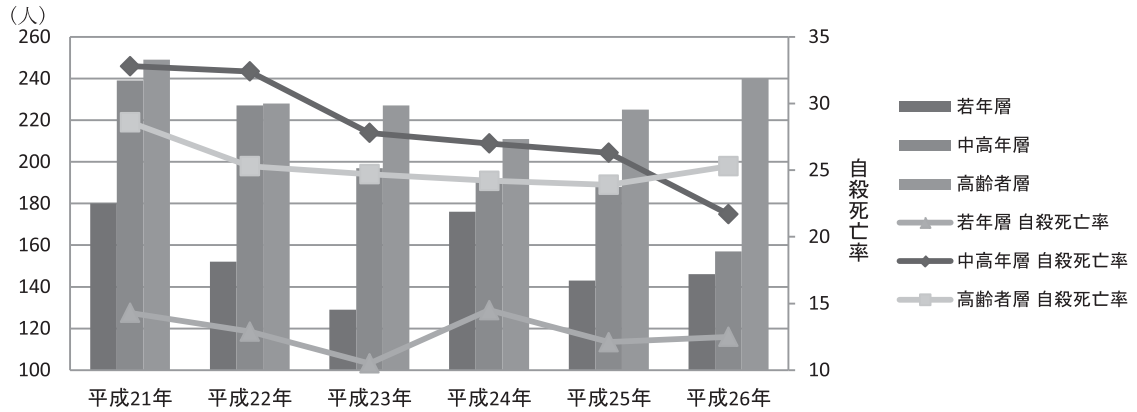
第2章 広島県における自殺の現状

- 自殺で亡くなる人は減少傾向にあり、平成26(2014)年は543人
- 中高年層が大きく減少した一方、若年層及び高齢者層は変化なく推移
- 若年層・中高年層では、職業別の自殺で亡くなった人の数で被雇用者・勤め人が1位
- 原因・動機では、健康問題が多く、その中でもうつ病が多い。
- 自殺で亡くなった人のうち自殺未遂の経験がある人の数は変化なく推移

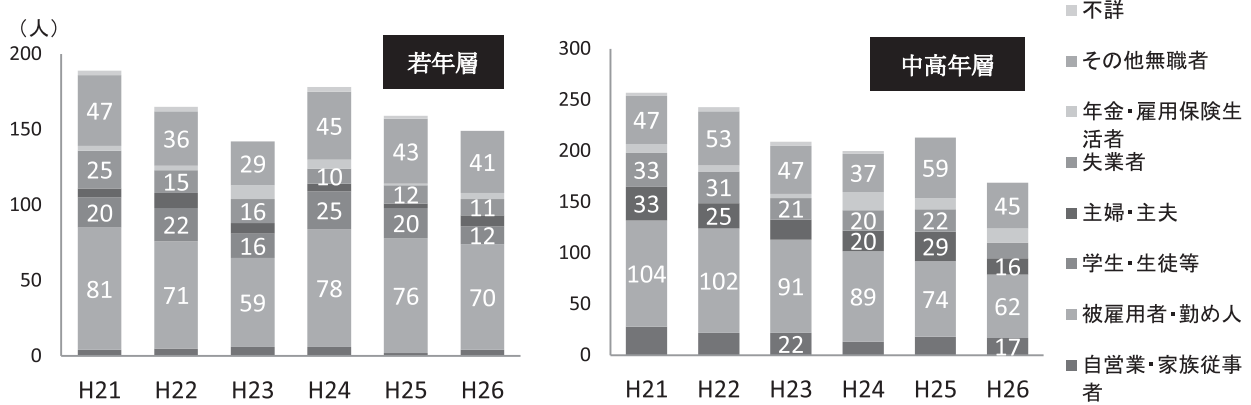
自殺で亡くなった人の数の年次推移



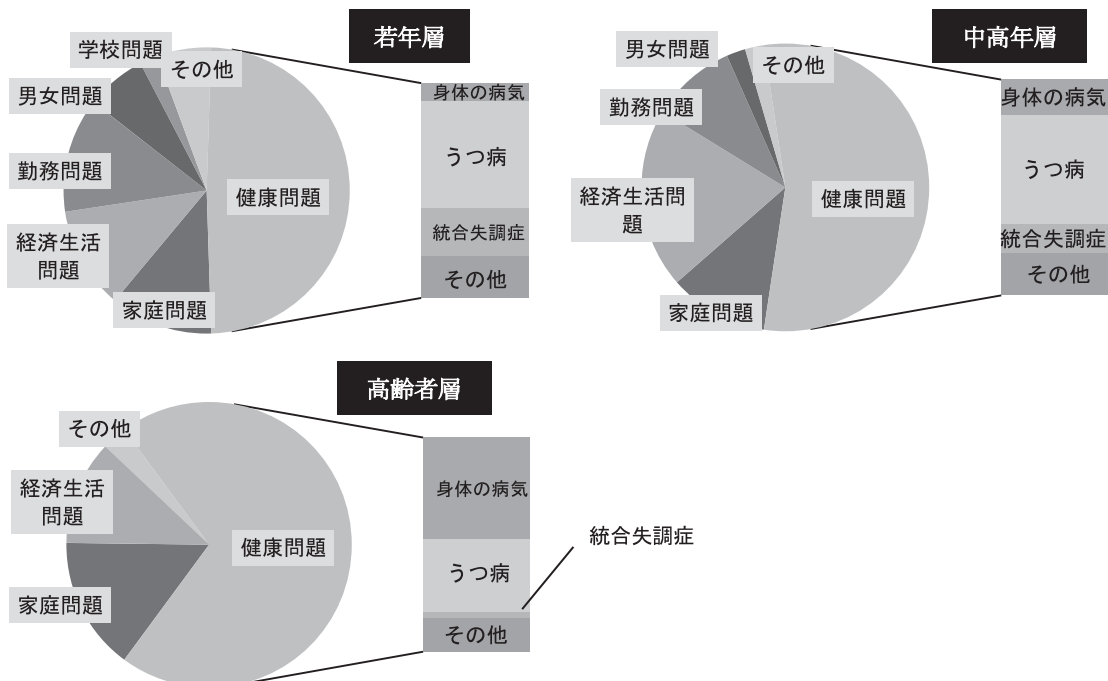
年齢層別の自殺で亡くなった人の数及び自殺死亡率



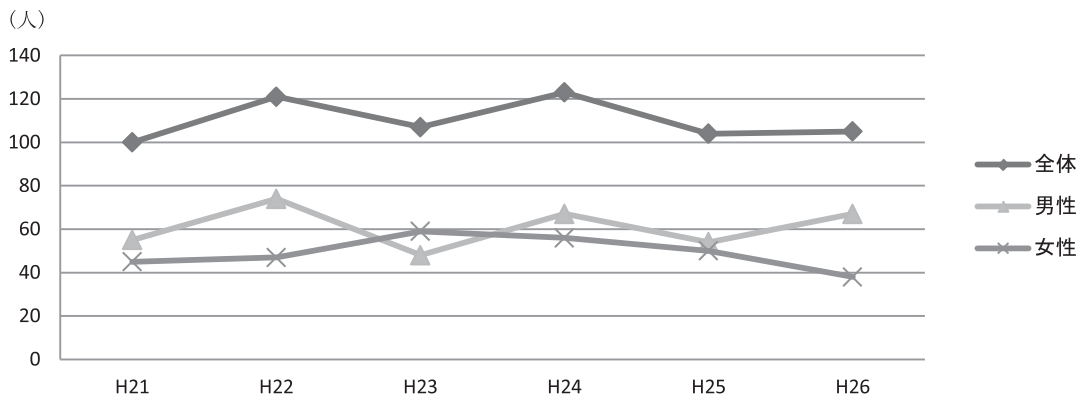
職業別の自殺で亡くなった人の状況（若年層・中高年層）



原因・動機別の自殺で亡くなった人の状況（平成26(2014)年）



自殺で亡くなった人のうち自殺未遂の経験がある人



第3章 計画の概要

1 目指す姿

生きる支援が日本一充実している県

2 自殺対策の基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題である
- 自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い

3 計画の位置付け

- 自殺対策基本法第4条、自殺総合対策大綱^{たいこう}

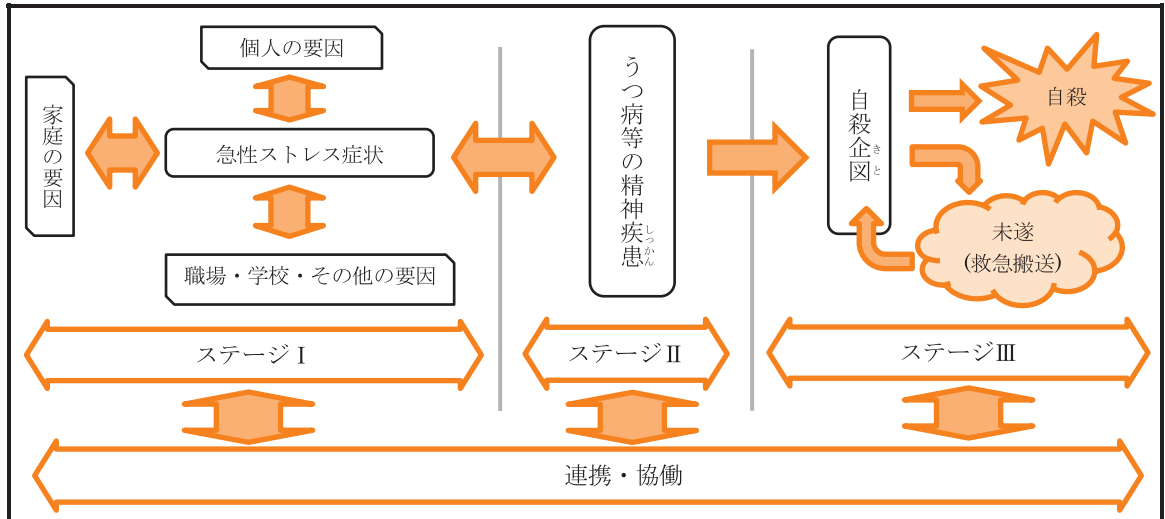
4 計画期間

- 平成28(2016)年4月から平成33(2021)年3月までの5年間

5 計画の基本的考え方

- 自殺を3つのステージに区分し、ステージごとに目指す姿と指標^{しひょう}を設定
- 計画期間中に施策の検証を行い、効果的な自殺対策を実施

(1) 自殺の各ステージに応じた支援



① いのち支える社会的取組の充実（ステージⅠ）

～様々な要因によって急性ストレス症状が起こる段階～

- 身近な人が悩みに気づき、悩みに応じて各種相談機関につなぎ、場合によっては早めの受診を勧奨^{かんしょう}できる支援体制の整備が必要
- 悩みを抱えた人が躊躇^{ちゆうちゆう}なく相談でき、社会的な支援を利用することへの抵抗感を減らすために、県民一人ひとりが正しく理解し、見守る社会の実現が必要
- そのためには、社会全体で支援する「いのち支える社会的取組の充実」が求められる。

② 精神科医療体制の充実（ステージⅡ）～急性ストレス症状が長期化し、うつ病等の精神疾患^{しつぱん}を発症する段階

- うつ病等の精神疾患の状態にある人を早期に発見し、早期に精神科治療につなげる「精神科医療体制の充実」が必要
- ③ 自殺企図に至った人や自死遺族の支援の充実（ステージⅢ）～自殺企図に至る段階
 - 未遂となった人は、半年間で再企図を約2割の方が起こしており、自死遺族にも後追いリスクが非常に高いことから、「自殺企図に至った人や自死遺族の支援の充実」が必要
- ④ 連携・協働して支援する体制の整備（ステージⅠ・Ⅱ・Ⅲ）
 - 自殺企図の前に起こる希死念慮や自殺念慮は相談相手の有無によって大きくリスクが異なることから、各ステージで関係団体が「連携・協働して支援する体制の整備」が必要

第1次計画の施策の柱	ステージ	基本方針 (目指す姿)	基本的施策
一人ひとりの気づきと見守りの促進	Ⅰ	いのち支える社会的取組の充実	県民への正しい知識と支援情報の周知
地域の中心的人材の養成			ゲートキーパーの養成
こころの健康づくりの推進			こころの健康づくりの推進
適切な精神科医療の受診			社会的な取組での自殺防止
社会的な取組での自殺防止	Ⅱ	精神科医療体制の充実	適切な精神科医療の提供
自殺未遂者の再度の自殺防止	Ⅲ	自殺企図に至った人や自死遺族の支援の充実	未遂となった人の再企図の防止
のこ遺された人の苦痛の緩和			のこ遺された人の苦痛の緩和
	連携・協働して支援する体制の整備		関係団体の連携・協働

(2) 重点的取組の設定

第1次計画での課題から、重点化すべき取組を設定

- ① 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ② 精神科医療体制の充実
- ③ 未遂となった人の再企図の防止
- ④ 関係団体の連携・協働

6 目標の設定

(1) 総括目標

指 標	現状 (平成26年)	目標 (平成32年)	増減
自殺死亡率 (人口10万人当たり)	19.4	16.8(※)	▲2.6

※ 平成32(2020)年の広島県の推計人口から算出すると464人となります。

(2) 各ステージにおける指標

ステージ	基本方針 (目指す姿)	指標	現状 (平成 26 年)	目標 (平成 32 年)	
I	いのち支える 社会的取組 の充実	普及啓発事業 実施市町数	20市町	23市町	
		ゲートキーパー養成研修 実施市町数	17市町	23市町	
		メンタルヘルスに 取り組んでいる事業所 (従業員 50 人以上) (※1)	5,000 人以上	99.1%	現状値以上 (※2・3)
			1,000~4,999 人	98.0%	
			500~999 人	96.4%	
			300~499 人	92.8%	
100~299 人	83.1%				
50~99 人	71.4%				
社会的要因に応じた 相談体制	健康相談 ・こころの健康相談 ・こころの電話相談	支援する 団体の増加			
	経済・生活相談 ・多重債務に関する相談窓口 ・経営安定特別相談				
	家庭相談 ・児童や保護者の相談 ・教育相談 ・ヤングテレホン ・女性・DV相談				
	勤務相談 ・ひろしましごと館 ・労働相談				
	民間団体が行う相談 ・いのちの電話相談				
II	精神科医療体制 の充実	かかりつけ医等と専門医 の連携会議設置圏域数	3圏域	7圏域	
III	自殺企図に 至った人や 自死遺族の 支援の充実	未遂となった人への 介入支援を 実施している医療機関	1 医療機関	3 医療機関 (※4)	
		自死遺族 分かち合いの会 開催圏域	3圏域	7圏域	
連携・協働して支援する 体制の整備	支援コーディネーター 設置圏域	0圏域	7圏域		
	連携支援 ネットワーク体制 構築圏域	0圏域	7圏域 (※5)		

- ※1 平成 24 年度厚生労働省労働者健康状況調査
- ※2 厚生労働省第 12 次労働災害防止計画
 - メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合 「80%以上」を目標
(ただし, 平成 29 年までの目標, 事業所の規模に限定はなし)
- ※3 広島県の事業所数 (平成 26 年経済センサス基礎調査)
 - 全事業所 134,296
 - 50 人以上事業所 4,082
- ※4 広島県保健医療計画 (第 6 次)

平成 24 年 10 月現在の広島県の三次救急医療機関は 6 医療機関
(うち広島西圏域が 1, 広島圏域が 3, 呉圏域が 1, 福山圏域が 1)
- ※5 すでに 7 圏域で設置している自殺対策地域連絡会議を発展

7 目標の評価

- 「広島県自殺対策連絡協議会」やその部会である「広島県自殺対策企画評価委員会」を通じて目標評価を実施する。
- 目標評価をもとに必要に応じて施策を見直す等, P D C A サイクルを効果的に機能させる。

第4章 施策の方向と具体的取組

総合的な取組

基本方針 (目指す姿)	基本的施策	施策項目
いのち支える社会的取組の充実	県民への正しい知識と支援情報の周知	ア 自殺予防週間・自殺対策強化月間・人権週間等における普及啓発等
		イ 支援機関・団体等の支援情報の周知
		ウ 青少年・児童生徒の自殺予防のための啓発等
	ゲートキーパーの養成	ア 様々な分野でのゲートキーパーの養成
		イ ケーススタディを活用したステップアップ研修
	こころの健康づくりの推進	ア 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
		イ 地域におけるこころの健康づくりの推進
		ウ 学校における子供のこころの健康づくりの推進
	社会的な取組での自殺防止	ア 健康問題を抱える人の相談・支援等
		イ 経済・生活問題や貧困問題を抱える人の相談・支援等
		ウ 就労・勤務問題を抱える人の相談・支援等
		エ 学校・家庭・男女の問題で悩みを抱える人の相談等
		オ その他の要因での悩みを抱える人の相談・支援等
カ 地域で孤立しがちな人への支援等		
キ 自殺予告事案等への対応		
ク 自殺の手段への対応		
精神科医療体制の充実	適切な精神科医療の提供	ア うつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上
		イ うつ病以外の精神疾患等に対する支援
		ウ 精神科医療体制の充実
		エ 子供のこころの診療体制の整備推進
		オ 慢性疾患患者等に対する支援
支援の充実 自殺の遺族の支援 自死した人の遺族の支援 自殺企図した人の支援	未遂となった人の再企図の防止	ア 救急医療段階からの精神科医の関与等
		イ 地域における支援体制の充実
		ウ 未遂となった人やその家族等への相談等支援
	遺された人の苦痛の緩和	ア 自死遺族等への支援
		イ 民間団体との連携強化
		ウ 学校・職場での事後対応の支援
連携・協働の体制整備	関係団体の連携・協働	ア 連携調整を担う支援コーディネーターの養成
		イ 市町との連携・協働
		ウ 民間団体との連携強化

表紙中央は、平成 19(2007)年度に公募し、県民の応募作品の中から決定した、広島県自殺対策の「シンボルマーク」と「標語」です。